

平成 21 年度第 1 回海老名市環境審議会議結果

日時 : 平成 21 年 6 月 17 日 (水) 13:35~15:10

場所 : 市役所附属棟 D 会議室

出席者 : 内野市長

木内会長、白石副会長、伊藤副会長、青木賢一委員、青木仁委員、安彦委員、
勝田委員、金指委員、高橋委員、吉岡委員、吉田委員、渡邊委員

事務局 : 石川部長、片倉次長、岩壁課長、渡辺課長補佐、岡田主幹、藤井主事補

公園緑地課 : 中里参事兼課長、佐藤主幹、澤田主査、篠原主査

傍聴者 : なし

1. 開会 (進行) 岩壁課長
2. 委嘱状交付 内野市長から各委員
3. あいさつ 内野市長
4. 正・副会長選出 (海老名市環境審議会条例第 6 条第 1 項に基づき、委員の互選により)
会長 1 名及び副会長 2 名選出

——市長より木内会長へ諮問——

内野市長から木内会長に自然緑地保存樹木の新規指定について諮問書を手渡した。

——市長退席——

5. 議事 進行 木内会長 (海老名市環境審議会条例第 7 条第 1 項に基づき会長が議長)

事務局 : 所管説明の前に参考資料 (環境保全条例抜粋) の説明をさせていただきます。環境保全条例第 9 条 2 項の規定により、市長から当審議会への諮問をします。第 14 条では、保存区域又は保存樹木等の所有者等に対し、樹林又は樹木等の保存に必要な助成をすることができることが規定されております。また、施行規則第 5 条では指定基準、第 6 条では指定期間、第 13 条では奨励金についての規定があります。

- (1) 自然緑地保存樹木の新規指定について (諮問事項)

新規指定の所在地、保存樹木状況の概要を資料に基づき公園緑地課が説明

《質疑等》 * 質疑に係る者の「公園」は公園緑地課、「環境」は環境保全課の略
議長 : 所管より説明がありました。意見、質問がありますか。

委員：指定番号は連番なのか。番号数イコール現在の指定樹木の数なのか。

公園：欠番に補填はしてないので、現在の指定樹木数は183本です。

委員：樹木に対して番号を打ちつけるのか。

公園：市民の方に知っていただけるよう、条例に基づき少し離れたところに看板を立てています。

議長：木が大きくなりすぎて、近隣から苦情が寄せられるということはないのか。

公園：あります。所有者の方には適正に管理してもらえるように指導しています。

公園：近隣との関係で、落葉や日照の問題はあります。補助金も出ているので、所有者の方に管理してもらえるよう理解を求めています。

議長：助成金だけでは管理はしきれない。老木には倒壊の危険性がある。

公園：所有者の方が高齢で管理ができなくなるケースもありました。

委員：指定を受けている木が大きくなった。切ってみたが、さらに枝が広がった。まだ隣家には枝はいついていないが、迷惑をかけている。現在は話合いをしているので問題ないが、子どもたちの代は大丈夫か心配である。

委員：枯葉もある意味では自然の享受ではないだろうか。審議会として、所有者の力になるということも考えてもいいのでは。

委員：木は切れれば余計に大きくなるものである。樹木の恩恵を受けていることもあるのにマイナス面ばかりに目がいきがちである。どうにか（隣人関係の）調整はできないか。

委員：木が高く管理できないこともあるだろうし、台風で木が倒れて隣家にぶつかったときの責任はどうなるのか。

公園：責任は所有者にあります。なお、苦情が入りましたら現地に出向き、適正に管理するようお願いしています。

委員：事故が起きてしまったときと、起きないための事前の対策が必要なのでは。

公園：完全なものではないが、パトロールは実施しています。

委員：高齢の所有者の方には何か対策が必要だろう。
また、看板には樹齢は書くのか。

公園：記載していません。

委員：書けるのなら書いたほうが良い。

公園：切らずに樹齢を計る方法がありますが、木を傷つけることにもなるし、かなり高額な費用もかかるので難しいです。

議長：指定されるのは大きいものだけか。

公園：幹周り（地上1.5メートル）が1.5メートル以上のものです。

委員：保存樹木として指定するとき、管理することまで踏み込んでいるのか。

公園：奨励金を出すのみです。

事務局：指定の審議とは別に管理面のご意見をまとめられれば、その旨を理事者に伝達したい。

委員：奨励金か市で管理するかを調べたいのだが。

議長：やはり管理は大変である。

委員：指定を断られたことはあるか。

公園：(市民からの)申請です。なお、2006、2007年は8本、2008年は17本の樹木を指定しています。

委員：基準は太さと高さだけか。

公園：太さや高さ、周囲への影響という基準があり、昨年度は、周囲への影響を考え、認定されなかった事例があります。

委員：管理についての意見を付けて承認で良いのではないか。

議長：本件については、原案のとおり了承することよろしいか。また、管理についての意見を入れることでお願いします。

案文については私(会長)と事務局に一任していただくことよろしいか。

—異議なし—

6. 報告事項

(1) 環境保全課の事業概要と予算について環境保全課で資料を基に報告

議長：所管課から報告がありました。意見、質問はありますか。

委員：私も太陽光とエコキュートを申請したが、申請の仕方がわかりにくい。

環境：改めて職員に内容を周知し、ゆっくり丁寧に、わかりやすい説明をさせます。

委員：環境ボランティア養成講座は30人に達していないようだ。昨年までの受講者の推移は。また、受講者を増やす方法として、地元商店街で使えるエコポイントを進呈するなどのメリット(インセンティブ)をつけたらどうか。

環境：検討します。

委員：ISO14001はどのくらいの費用がかかっているのか。手法が分かっているのなら、やめても良いのではないか。

環境：今年度は約100万円です。見直しをする場合には、方法は3つありまして、①継続、②市民審査、③認証を返上し、独自の環境マネジメントプログラムを作成、があります。

事務局：来年の更新審査を受けることは確定しています。

委員：環境保全対策費は、予算全体の何%くらいを占めているのか。

環境：一般会計予算は、約350億円です。

事務局：市全体でハード面への環境政策があれば、年度ごとに増えることがあります。

議長：ほかに意見がないようなので、これで終了とする。

7. 閉会 白石副会長あいさつ